

5 . 届出

事前調査の結果、特定建築材料の使用された建築物であることが判明し、それを解体、改造・補修することにより石綿の飛散等のおそれがある場合は都道府県知事等に届出をし、大気汚染防止法に基づく作業基準に従って処理を行わなければならない。

なお、労働安全衛生法においても、届出が必要であり、大気汚染防止法(大防法)と労働安全衛生法(労安法)との関係を図表 3 - 21 に示す。

図表 3 - 21 大防法と労安法の届出要件の整理表

作業名	大防法	労安法
解体 / 改造・補修	○	○ ^{(注1)(注2)}
封じ込め	○	×
囲い込み	○	^(注3)

○:適用 ;条件により適用 ×:適用外

(注1) 労安法では小規模な除去、改修作業は適用しない。

(注2) 労安法では耐火・準耐火建築物での石綿含有吹付け材の除去は労安法第 88 条の4 に基づく届出を、耐火・準耐火建築物以外の石綿含有吹付け材、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材の除去は労安法第 100 条に基づく届出を行う。

(注3) 労安法において、表中の囲い込み作業で、石綿含有材の一部を除去する場合は適用(小規模作業の場合は除く)

備考 労安法では、建築物以外のその他工作物も届出対象である。大防法は、平成 18 年4月1日現在、その他工作物については規制対象外であるが、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第5号)の該当条文が施行され次第、届出対象になる。

(1) 届出先

特定工事(特定粉じん排出等作業を伴う建設工事)を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、(2)に掲げる事項を都道府県知事(政令により委任されている市については、市長、下表参照)に届け出なければならない(P18～第2章参照)。また、都道府県によっては、保健所や地方事務所等において届出の受付を行っている場合がある。

なお、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合については、14日前までという制限はないが、速やかに届け出る必要がある。

【参考】大気汚染防止法施行令第13条第1項から第3項の政令市

(都道府県知事から届出の受理その他の事務を委任されている市)

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

(北海道)札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、苫小牧市

(岩手県)盛岡市

(宮城県)仙台市

(秋田県)秋田市
(福島県)郡山市、いわき市
(栃木県)宇都宮市
(群馬県)前橋市、高崎市
(埼玉県)さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市
(千葉県)千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市
(東京都)八王子市
(神奈川県)横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市、相模原市
(新潟県)新潟市
(富山県)富山市
(石川県)金沢市
(長野県)長野市
(岐阜県)岐阜市
(静岡県)静岡市、浜松市、
(愛知県)名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、
(三重県)四日市市
(滋賀県)大津市
(京都府)京都市
(大阪府)大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、東大阪市
(兵庫県)神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市
(奈良県)奈良市、
(和歌山県)和歌山市
(岡山県)岡山市、倉敷市、
(広島県)広島市、呉市、福山市
(山口県)下関市
(香川県)高松市
(愛媛県)松山市
(高知県)高知市
(福岡県)北九州市、福岡市、大牟田市
(長崎県)長崎市、佐世保市
(熊本県)熊本市
(大分県)大分市
(宮崎県)宮崎市
(鹿児島県)鹿児島市

(2) 届け出るべき事項

以下の事項について届け出る必要がある。これらについては、届出書の様式が定められており、その様式に記入し、届ける(様式については、「第2章 5.事業者による作業の実施の届出」を参照)。

氏名又は名称及び住所(法人の場合、その代表者の氏名)
特定工事の場所
特定粉じん排出等作業の種類
特定粉じん排出等作業の実施の期間
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分における特定建築材料の種類、その使用箇所及び使用面積
特定粉じん排出等作業の方法

また、届出には、以下の書類を添付しなければならない。

特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の配置図及び付近の状況
特定工事の工程の概要を示した工事工程表で、特定粉じん排出等作業の工程を明示したもの
* 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要(延面積、耐火建築物・準耐火建築物の別)
* 注文者の氏名又は名称
* 届出者の現場責任者及び連絡場所
* 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

*ただし、～ については、届出書様式中に「参考事項」として記入欄が設けられており、そこに記入することで添付書類に代えることができる。

(添付書類例)

1. 工事概要(例)

(1) 工事名称

品川 ビル模様替工事

(2) 工事場所

東京都港区 1丁目2番3号

(3) 工事期間

自 平成 18 年 1 月 27 日 ~ 至 平成 18 年 2 月 3 日

(4) 工事内容

ビル模様替工事内オフィスビル吹付石綿除去工事

(5) 元請業者

排出業者 建設株式会社 東京支店
作業所

東京都港区 1丁目2番3号

連絡先

03 -

石綿除去工事業者

(6) 工程表

工程表は別紙 - 1を参照

(7) 施工範囲図

施工範囲図は別紙 - 2を参照

(8) 石綿材除去数量

吹付石綿除去工事数量

石綿使用場所及び部位		石綿使用数量(m ²)		石綿の種類
14階 オフィスビル	壁	616.3	m ²	クリソタイル
合計		616.3	m ²	

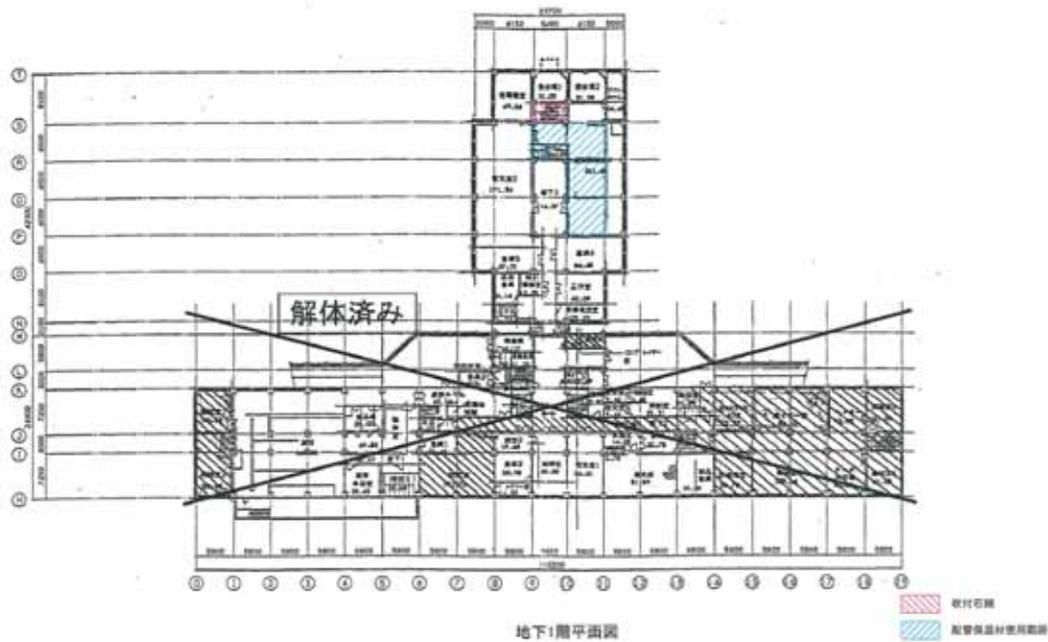
2. 工程表(例)

品川 ビル模様替工事

工程表

項目	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9				
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火				
準備、片付け 付帯作業	←————→											←————→									
養生				←————→																	
石綿除去									←————→												
片付け												←————→									
								←.....	————→												
粉じん測定												←————→									
産廃排出																					

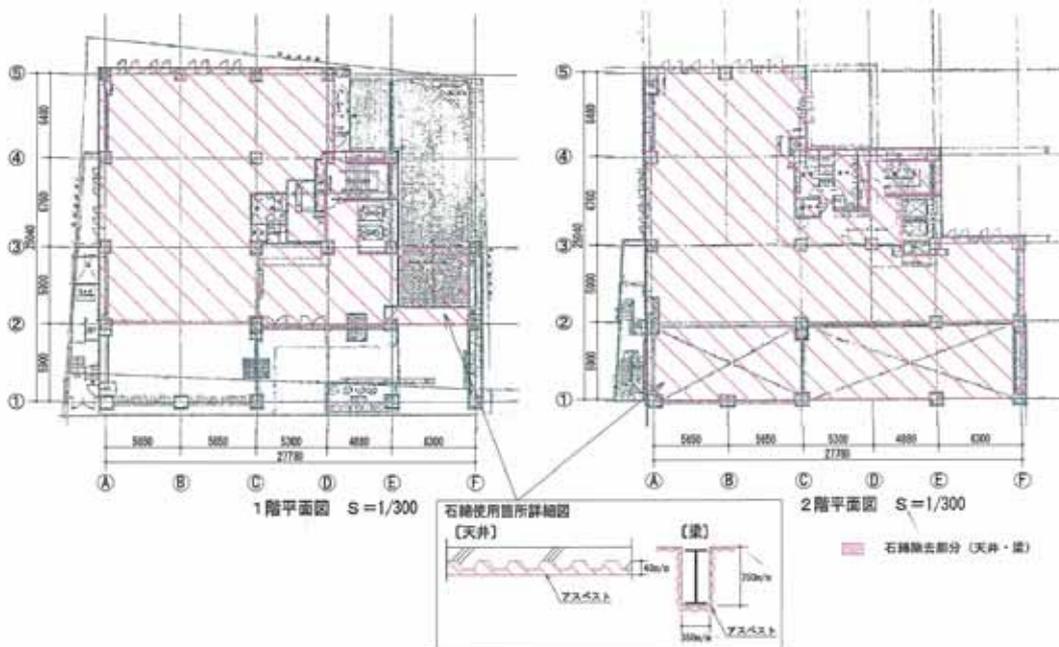
施工範囲図



さらに、届出書様式の備考1等の規定により、以下の図面を添付する必要がある。

特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分の見取図(主要寸法、特定建築材料使用箇所を記入)

作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取図(主要寸法、隔離された作業場の容量、集じん・排気装置の設置場所、排気口の位置を記入)



これらは、必要な事項が記載されていれば一つの図面としてもよい。

【参考】労働安全衛生法に基づく届出に係る添付書類との対応

労働安全衛生法においては、吹付け石綿を除去する作業の実施に係る労働基準監督署長への届出義務が規定されており、労働安全衛生規則第91条第1項において、届出に添付すべき事項が以下のとおり規定されている。

- 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
- 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面
- 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面
- 工法の概要を示す図面
- 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
- 工程表

大気汚染防止法及び労働安全衛生法の添付書類の対応関係はおおよそ以下のとおりである。

大気汚染防止法に規定する書類	労働安全衛生法に規定する書類
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の配置図及び付近の状況 (注1)	仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 (注2)	工程表 (+ 及び の図面又は書面)
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分の見取図 (注3)	建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面
作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取り図 (注4)	工事用の機械、設備、建設物の配置を示す図面 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面

(注1) 同じもので差し支えない。

(注2) 特定粉じん排出等作業の工程が明示されている必要がある。

なお、「工法の概要を示す図面」や「労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面」の中で工程について記載されていれば、それも該当する。

(注3) 主要寸法及び特定建築材料使用個所が記入されている必要がある。

(注4) 主要寸法、隔離された作業場の容量並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置が記入されている必要がある。

図中の(注1)～(注4)について、脚注の条件が満たされていれば、労働安全衛生法に基づく添付書類の写しを大気汚染防止法に基づく書類とすることができる。